而シテ自由ヲ以テノ目的ヲ達成スル為メ其党総部ノ
地位ヲ辞シ一路労働組合運動ニ専心身ヲ挺スルコトヽナレリ
大義ニ依ルアラン乎懐ヲ全フセル根拠ト今後ノ行動ニ
対スル会員諸君従来ノ諸君ノ熱烈ナル共鳴ト
援助トヲ希フ次第ナリ

昭和十三年八月廿日

挺身同胞会本部

久留弘三

13. 9. 5
492

八月三十一日付

日本海員組合本部ノ動静ニ関シ[illegible]
香港支部[illegible]当地ハ李海之組合本部ニ於テ
本年六月海員大会ノ決議ニ依リ[illegible]海員組合本部ト
別ニ一ツ支那人海員ヲ以テ組織スル海上労働組合ノ
個々ノ意見衝突等ニ依リ[illegible]
実際[illegible]シ之カ解決ニ努力シ居ルモノ現況ニシテ必竟
重要的ナル組合ノ非組合員[illegible]努力シタル
北支[illegible]ノ方法ヲ以テ組合[illegible]
ノ方法[illegible]組合ヲ[illegible]